

仕 様 書

陸上自衛隊武山駐屯地

仕 様 書

1 業務件名

陸上自衛隊武山駐屯地における展示即売会の設置

2 業務内容

展示即売会の設置及び運営の業務

一般社会通念上、展示即売会の実施が妥当と判断できる業種で、次に掲げるもの。

- (1) 食品（パン・和・洋菓子、ドーナツ等の菓子類及び飲料品）販売
- (2) 営内生活における生活用品販売
- (3) 自衛隊訓練・演習用販売
- (4) スポーツ用品（スポーツ器具、ウェア、靴等）
- (5) キッチンカー（弁当、食品全般等）

3 相手方の決定

本業務を行う業者については、陸上自衛隊武山駐屯地業務隊長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う業者は、展示即売会に設置場所にかかる国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、南関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取消し、又は変更することがある。
 - ア 国が許可財産を使用するとき。
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき。
 - ウ 丙が自己都合による業務の解除をするとき
 - エ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - オ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - カ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - キ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ク 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取消された場合、丙は直ちに事項の負担で使用財産を現状に回復し返還すること。
また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙（本事業に応募することができる業者等）は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者
- (2) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有する者
- (3) 業務の全部又は一部を第三者に委託又は譲渡することなく遂行できる者
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は、役員若しくは支店、又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び第5号から第8号までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (10) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産の使用料等

- (1) 丙は、乙に展示即売会の設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに全額を納付すること。
- (2) 光熱水料等は別に徴収する。

7 設置条項

- (1) 設置日
令和9年4月1日から令和10年3月31日の間のうち、甲と丙が協議により決定した日とする。
- (2) 設置可能時間
9時から20時までとする。ただし、12時から13時の間は必ず設置すること。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において展示即売会を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償、その他の申し立てをしないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理、その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 衛生等の保持

- (1) 丙は、丙の従事関係者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10法律第114号）に規定される感染及びこれに準じる感染症又はその疑いがあり他社に感染される恐れがある場合は、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。
- (2) 丙は、甲及び乙の定める感染対策の指示に従うこと。

12 情報保全の遵守

- (1) 丙は、甲、乙及び担当相員（業務隊長が指定する者）（以下「甲等」という。）の与えた指示、本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために、必要な措置を取らなければならない。
- (3) 丙は、本業務の解除又は中断した場合、本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報（丙が作成した複製物を含む。））を甲に返還し、又は甲の指示に従って当該媒体の廃棄、記録の消去等の措置を講じなければならない。

13 損害賠償

- (1) 丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合及びその他の業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。
- (2) 丙は、自らの責任において施設を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、丙の責に帰すべき事由により、事故が発生した場合は、国に対し損害の賠償、その他の申し立てをしないものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、2か月前までに当該解除の理由及び甲等に通知し、甲及び甲等の指示に従い解除することができる。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の許可なく変更しないものとする。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うものとする。
- (3) 臨時売店の設置及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うものとする。
- (4) 丙は、駐屯地内への出入り及び施設への立入りについては、駐屯地等で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けない施設への立ち入り、必要のない区域への進入、写真撮影を禁止する。
- (5) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、利用物件の維持保存のため通常必要とする業務運営上の経費を負担しなければならない。
- (6) 販売品目の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うものとする。
- (7) 営業許可が必要な販売品目を取り扱う場合、丙は、営業許可を取得した後、販売するものとする。
- (8) 丙は、食品を扱う場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定を遵守する。
- (9) 現地での食品等を加工して販売する業種等については、都道府県知事等の発行した営業許可証等、食品衛生上必要な書類を取得した後、それを取得している証（営業許可証の写し等）を甲に提出するものとする。
- (10) 丙は、商品の瑕疵（かし）等について、利用者又は甲等からの連絡を受けた場合、即時に対応するものとする。
- (11) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (12) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写））、その他、甲の指示する書類を甲等に提出するものとする。
- (13) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。また、過去に加入していた者は業務に従事させてはならない。
- (14) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲及び丙の間で協議するものとする。

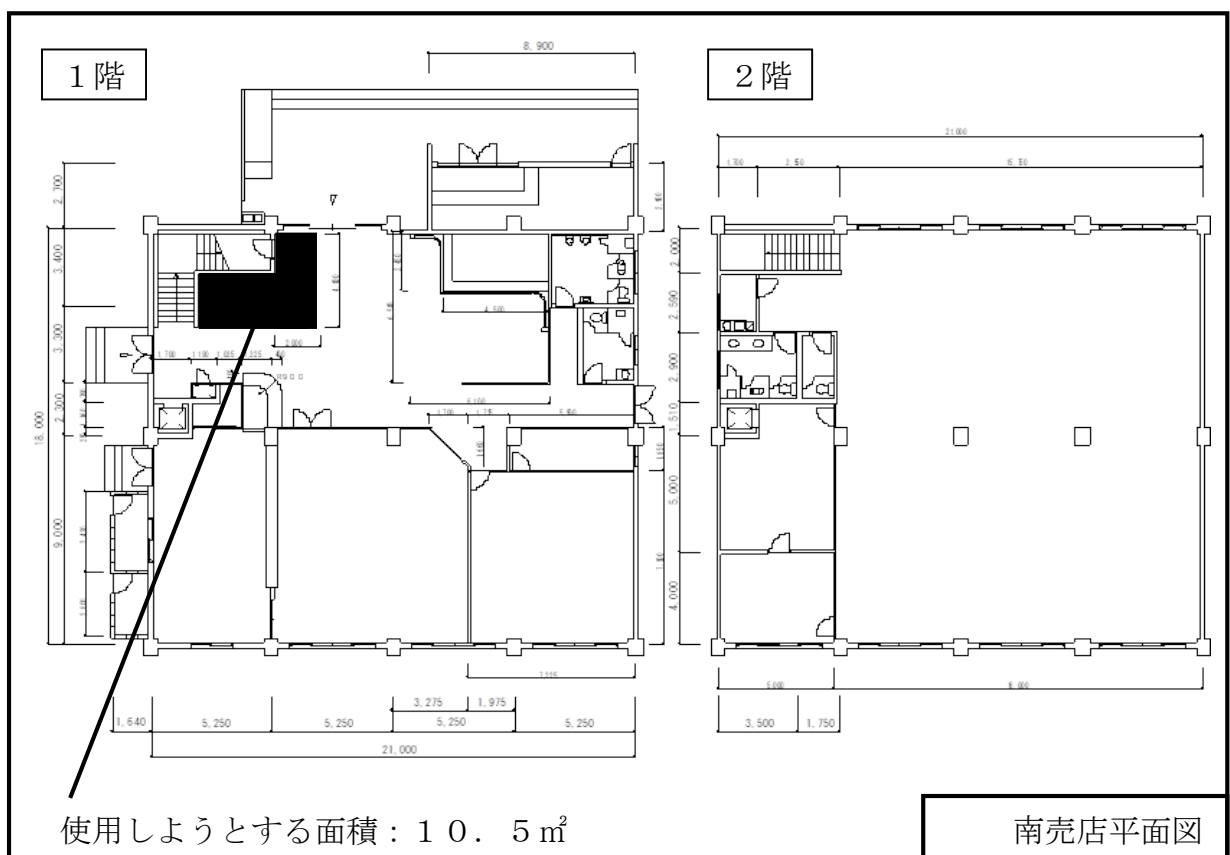
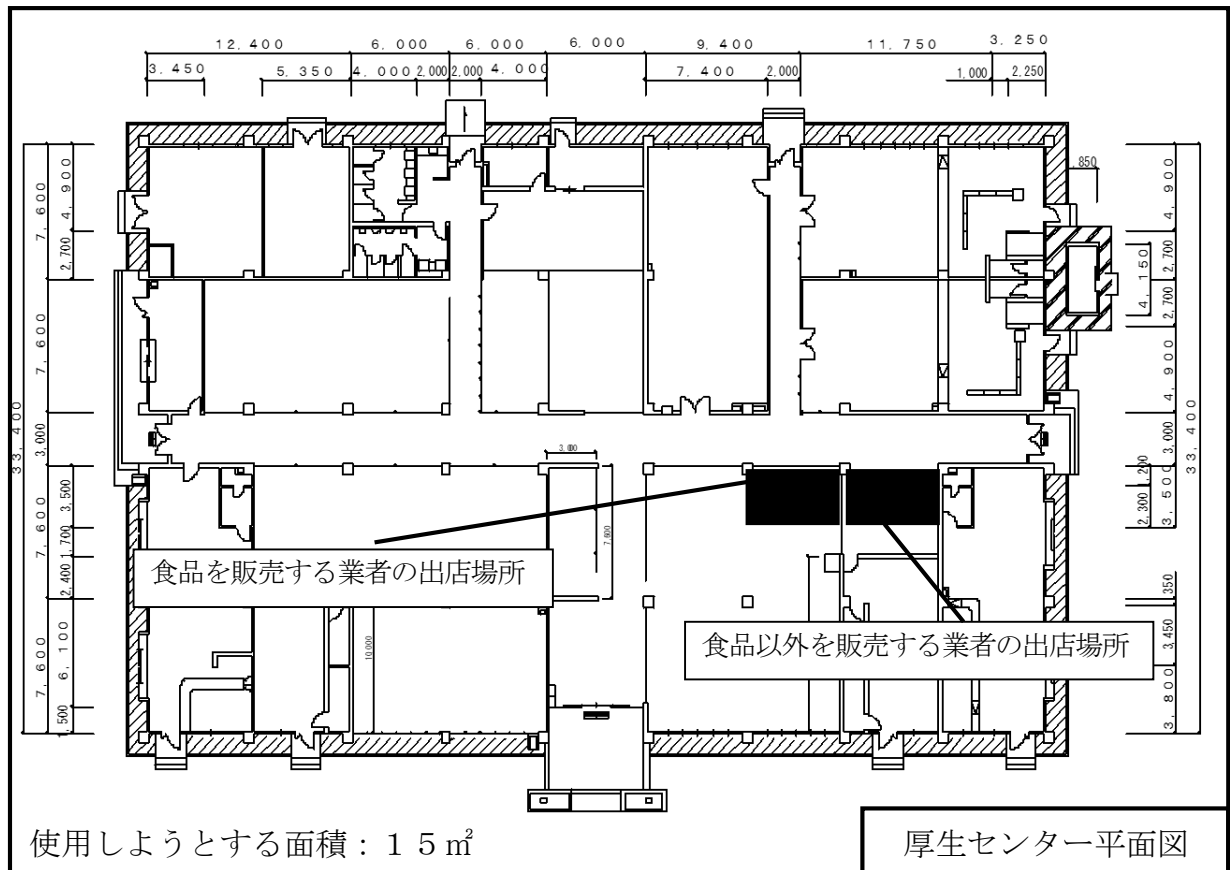
16 その他の営業条件

- (1) 国の行事及び緊急時等は、別途営業日を協議の上指定する。その場合、費用等を甲及び乙に請求することはできない。また、既に納付した国有財産使用料等の返金及び減額は一切しないものとする。
- (2) 丙の都合により展示即売会実施予定日に実施しない場合は、やむを得ない場合を除き、1週間前までに電話等により通知すること。

17 設置場所

設置場所については、別紙第1及び別紙第2のとおり。

展示即売会設置場所（屋内）



展示即売会設置場所（屋外）

